

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

株式会社パソナ
パソナ・滋賀

1. 派遣労働者数

派遣労働者の数	内容
2021年6月1日付の人数	295人
雇用安定措置を講じた人数	14人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の数	内容
2020年度派遣先事業所数(実数)	175件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣料金平均額	内容
2020年度度労働者派遣に関する料金の額の平均額 (全業務平均)	18,453円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

賃金平均額	内容
2020年度度派遣労働者の賃金の額の平均額 (全業務平均)	12,387円

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(マージン率)

マージン率	内容
2020年度度マージン率の平均 (小数点以下一位未満の端数四捨五入)	32.9%

【補足ご説明】

賃金以外の額は、社会・労働保険料、福利厚生・教育研修・サポート、事業運営等の費用で構成されております。

次頁の派遣料金内訳例示で、このような派遣スタッフの賃金とパソナの取り組みの関係を補足説明いたしましたので、本頁の「労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供」と併せてご確認くださいよう、お願い申し上げます。

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 (協定の有効期間の終期：2023年3月31日)	全ての派遣労働者

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	050-3684-0160				
教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当社	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/Off-JT	有	無

※ その他の教育研修のメニューにつきましては、<https://www.pasona.co.jp/careerup/> をご確認ください。

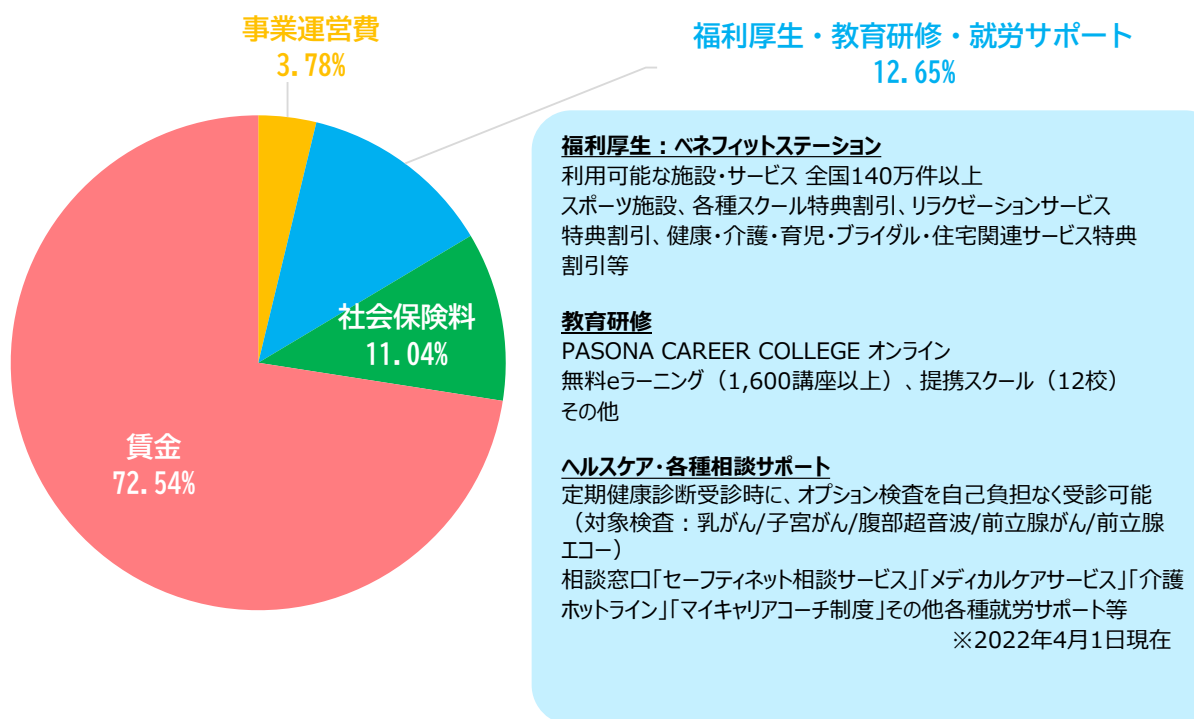
労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供(補足)

パソナでは、賃金に加えて、ステップアップのための各種教育訓練メニューの充実、そして、全国でご利用頂ける140万件以上もの福利厚生サービスや、各種相談窓口の設置、また、定期健康診断の受診時に一部オプション検査が、自己負担なく受診できる環境を整えるなど、派遣スタッフの皆様が安心してイキイキとお仕事できるよう、様々な取り組みを行っております。

このような派遣スタッフの賃金とパソナの取り組みの関係を、下図の内訳例で補足説明いたしましたので、次頁以降の「労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供」と併せてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

【ご参考・平均的な派遣料金内訳】

(小数点以下2位未満の端数四捨五入)



- 教育研修については、<https://www.pasona.co.jp/careerup/> をご覧ください。
- 福利厚生サービスについては、<https://www.pasona.co.jp/life/> をご覧ください。
(<https://www.pasona.co.jp/life/benefit.html>)
- 各種相談サポートについては、<https://www.pasona.co.jp/life/consultation/index.html> をご覧ください。